

時事新報

第三千二百二十三號
明治廿四年九月二日 (辛卯)
水曜日
舊曆辛卯七月廿九日
日 出 午 前 五 時 十 四 分
日 入 午 後 三 時 四 十 分
月 出 午 前 五 時 五 十 分
月 入 午 後 三 時 五 十 分
年 出 午 前 五 時 五 十 分
年 入 午 後 三 時 五 十 分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報の賣捌に付

此報より本社は府下の各新聞社と共に國會、東京朝日の兩社と共に買捌所を區別する事に決したるに此際各地の購讀者に對し種々の口實を設け甚しき延宕など申唱へて新報の購讀者に他新聞を配達するものある由余れば斯る際には御手数數乍ら御一報ありたし速に御購讀者の便路を開き可申候尤も斯る御通知を紙上に吹鳴して廉々し御迷惑相懸け候様な事は本社の決して爲さる所此邊の御懸念無之候願上候
時事新報配達掛

時事新報

官立學校獨立策は如何

國に公立の小學中學あり小學中學の上には官立の高等中學大學あり小學より中學に入り中學より高等中學に入り更に大學に入るの順序にして秩序井然と云ふも亦多かるに本學は國家の人材を養成する所として之に重きを置き情願も亦大の國庫金を投じて年々無數の學士官吏を造出し又高等中學も大學に入るの準備門なれば是れ又少なからざる國費を投じて其維持を要するは今日我官立學校の仕組にして其體裁は甚だ美からざるに非ざれども之を國情の實際に照らすに獨り教育のみに重きを置いて莫大の資金を支出するは今の日本國の經濟に於て不都合ならざるか將た其他の事業に割合して不都合ならざるか或は社會の發達幼稚にして一般の人心教育の何物たるを知らざる時節に於ては政府の干渉を必要とする場合もあらんとも雖も讀者の眼には既に教育過度の弊害を認識する今日に政府が官立學校の維持に汲々として會て經濟上世世上の計に思ひ至らざるは決して其當を得たるものと云ふ可らず即ち世に官立學校云々の談ある所以然らば則ち今の官立學校は如何すべきやと云ふに我輩の所見に於ては之を全廢して差支なきを信するものにして苟も國に人材の必要あれば法律家なり政治家なり若くは技藝家なり國中に之を製造し之を供給するの場所なきに非ず即ち今日我國學問教育の發達は十分に其需用に應ずるの餘裕あるものにて最早官立學校を待つ必要あるべからず此點に於ては敢て差支なきを云ふべし又一方より考ふれば官立學校の由來は既に久しきものにて從來の成績に徴すれば教育學問に裨益したる所決して少小からざるのみならず單に此一點より見るときは今後とも其功効なきに非ざれども其教育の高尚精美あると共に國の資金を費すも亦莫大なる其費用の點に於て事情あるのみならず若くは其教育法を大に變ずるものとなくして一方向て世間の事情を死守するの方便あるべきは實に教育の學校を保存するの要を見るものなり

官報

○選信省訓令第九號 北海道廳 府縣、電信柱敷地手當金過渡又ハ誤拂ニ對スル返納金ノ各年度康人調定済額ニシテ年度八月三十一日マテニ收入整理ヲ了セサルモノヲキハ明治二十四年(八月)大藏省訓令第六十八號ニ由リ調定済額收入未済年度決算計算表調製九月七日マテニ選信大臣ニ差出スヘ
明治二十四年九月一日
選信大臣伯耆後藤象二郎

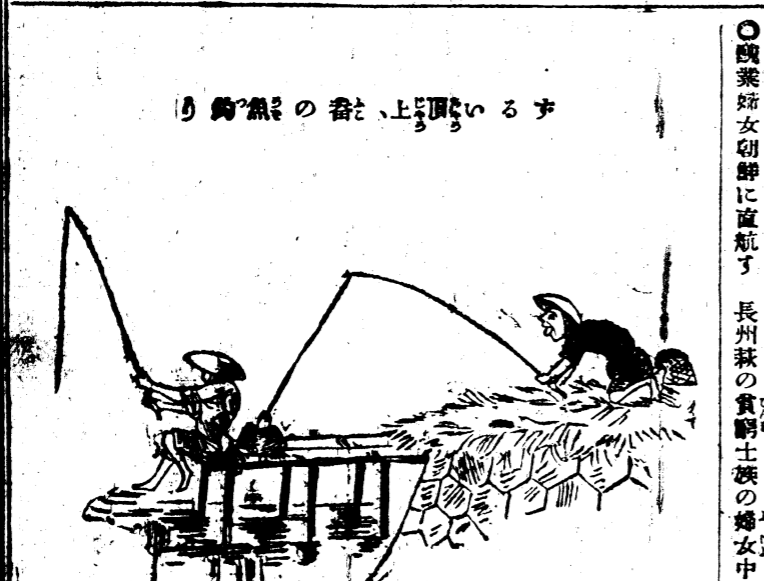
○大藏省告示第二十七號
明治二十四年十月一日ヨリ十二月三十一日マテ輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム
但外國銀貨日本銀貨ノ比較ハ從前ノ通
明治二十四年九月一日 大藏大臣伯耆後藤方正

外國貨幣	日本銀貨
一ポンド	六十七六
一マルク	三〇二
一フラン	一四七
一ルーブル	一四七
一シリング	一四七
一グランド	一四七
一ペニ	一四七
一ドナ	一四七
一リヤ	一四七

○裁判所及檢事局の規則 裁判所構成法第二百六條に「裁判所及檢事局の標準を爲すべき規則は司法大臣之を定む」とあれど未だ其規則の制定に至らざるが昨日より開きたる各控訴院長及び控訴院檢事長の會議は是に之れが制定の事に就て相談するものなりと云ふ
○米國博覽會へ出品に就ての一憂 明治二十六年米國カゴ府に開く博覽會への出品に就ては今や當業者間にも種々の考案を廻らし居るもの少からざれば定めて標々の思付なきをべく、いよ／＼出品したる上に實狀實牌を受くるもの多ければ多き程國の譽として喜ぶべく又或るべき譯なれども其喜ぶも或るも詰り其の爲めに外國の注文口を増し當業者を利するに國を益する好結果を見ん事の外に出でず而して我國の特色として最も恐むべき織物の意匠は何處の博覽會に於ても稱賞を博すべし其割合に注文なく却て皆其意匠は他の剽竊する處となりて之が損失を金に見れば容易の類にあらざるべし左れば明後年の米國博覽會に出品する織物に於ても復た又空しく意匠を竊され我には注文なきのみか我の意匠に基きて織り成せる彼の織物却て逆に輸入するの奇談を聞くところあるべく國家の爲め實に残念至極と云ふの外なれども未だ意匠を相互に保護する條約もなければ一歩たりとも我帝國の區域外に陥み出したる處にては眼前に自家の意匠を剽竊し明に營業上の利益を防禦せらるるもの之を制裁するの道あり實に今に初めぬ事ながら成るべく是等の制裁を設けて世界普通通行は行かざるも實りては剽竊の地域を減縮して實にたさのあり云々と實業者は歎息居るよし
○礦業婦女朝鮮に直航す 長州萩の實業士礦業婦女中

○海外渡航者の差止め 其船の入々は未だ之を以て同縣官民の驚愕を惹起出するなど其の猖獗一方々々朝野に渡航し彼地に於て買するものありと云ふ此輩其船の入々は未だ之を以て同縣官民の驚愕を惹起出するなど其の猖獗一方々々朝野に渡航し彼地に於て買するものありと云ふ此輩

○商務の寄附金は一千圓 社(小補公)の社務新築に於て出張せし折同地の紳士社に其後該委員等は數々協賛會にて急々募金申付りて其募金高を一萬五千圓計に殿村其他三四の大頭株主十圓と夫々身代相應の金十委員より夫々寄附の申込



り 釣 魚 の 奇 上 頂 見 入 る す